

自宅療養終了の基準

症状がある方・・・発症日から10日間経過し、かつ、症状が軽快した後72時間経過した時点で、療養終了となります。

症状がない方・・・検査を実施した日から7日間経過した場合は、8日目に療養解除となります。また10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食を避け、マスクを着用する等、感染対策をお願いします。

(※) 療養期間の考え方 厚生労働省通知で示された基準を採用

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	
有症状 	発症日	発症日から10日間経過し、かつ、症状が軽快した後72時間経過した時点で、療養終了										解除	
無症状 	検査日	検査を実施した日から7日間経過した場合は、8日目に療養解除								解除 解除後3日間 <small>検温など自身で健康状態の確認等</small>			